

四 半 期 報 告 書

(第 4 期 第 3 四 半 期)

J. フロント リテイリング株式会社

目 次

	頁
【表紙】	
第一部 【企業情報】	
第1 【企業の概況】	
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	2
4 【従業員の状況】	2
第2 【事業の状況】	
1 【生産、受注及び販売の状況】	3
2 【事業等のリスク】	3
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【設備の状況】	6
第4 【提出会社の状況】	
1 【株式等の状況】	7
2 【株価の推移】	21
3 【役員の状況】	21
第5 【経理の状況】	22
1 【四半期連結財務諸表】	23
2 【その他】	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	38

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年1月13日

【四半期会計期間】 第4期第3四半期（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）

【会社名】 J.フロントリテイリング株式会社

【英訳名】 J. FRONT RETAILING Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼最高経営責任者 奥田 務

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役員 業務統括部財務部長 小澤 雅

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目1番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役員 業務統括部財務部長 小澤 雅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期 第3四半期 連結累計期間	第4期 第3四半期 連結累計期間	第3期 第3四半期 連結会計期間	第4期 第3四半期 連結会計期間	第3期
会計期間	自 平成21年 3月1日 至 平成21年 11月30日	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成21年 9月1日 至 平成21年 11月30日	自 平成22年 9月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成21年 3月1日 至 平成22年 2月28日
売上高 (百万円)	710,047	687,750	230,217	221,137	982,533
経常利益 (百万円)	10,119	10,208	2,257	1,991	19,966
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	2,300	4,749	△832	1,077	8,167
純資産額 (百万円)	—	—	317,255	322,659	323,506
総資産額 (百万円)	—	—	825,521	788,742	804,534
1株当たり純資産額 (円)	—	—	583.49	592.69	594.89
1株当たり四半期 (当期)純利益又は 四半期純損失(△) (円)	4.35	8.98	△1.58	2.04	15.45
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	4.35	8.98	—	2.04	15.45
自己資本比率 (%)	—	—	37.4	39.7	39.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,723	12,954	—	—	22,996
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△48,155	△7,617	—	—	△40,879
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	34,133	△32,630	—	—	29,212
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	21,881	16,204	43,515
従業員数 (名)	—	—	8,637	7,896	8,393

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第3期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、その他事業において、平成22年9月1日付で前払式特定取引業子会社の㈱大丸友の会が㈱マツザカヤ友の会を吸収合併し、社名を㈱大丸松坂屋友の会に変更いたしました。また、同日付で、コンサルティング事業子会社の㈱JFRコンサルティングを設立いたしました。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、平成22年9月1日付で㈱大丸友の会が㈱マツザカヤ友の会を吸収合併し、社名を㈱大丸松坂屋友の会に変更いたしました。

また、同日付で、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱JFRコンサルティング	東京都 江東区	100	その他事業（コン サルティング業）	100.0	—

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(名)	7,896 [6,452]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(名)	79 [5]
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同四半期比（%）
その他事業	159	115.8
合計	159	115.8

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 上記以外の事業の種類別セグメントについては該当事項はありません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同四半期比（%）
その他事業	6,298	114.0
合計	6,298	114.0

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 上記以外の事業の種類別セグメントについては該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同四半期比（%）
百貨店業	169,598	96.3
スーパーマーケット業	28,809	95.3
卸売業	14,429	87.2
その他事業	20,823	109.7
計	233,661	96.6
消去	△12,523	107.6
合計	221,137	96.1

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日～平成22年11月30日）の日本経済は、企業収益の改善など持ち直しの動きが見られましたが、デフレが継続するなか、失業率が依然として高水準にあり、海外景気の下振れや円高による先行き不透明感も広がるなど、足踏み状態が続きました。

百貨店業界では、業種・業態間の熾烈な競争や消費者の節約志向の高まりに加えて、株価低迷の影響もあり高額品の不振が続くなど、売上高は前年実績を概ね下回る状況で推移いたしました。

このような状況下、当社グループは、百貨店事業の再生を目指した「新百貨店モデル」の早期確立に取り組むとともに、グループの持続的な成長実現に向け、既存事業の見直し・強化や、ウェブ通販事業など成長分野への取り組み強化を図りました。

主力の百貨店事業におきましては、「新百貨店モデル」確立に向けて、従来の百貨店の枠にとらわれない売場づくりと顧客層の拡大に取り組みました。大丸心齋橋店「北館」のヤングレディスファッション「うふふガールズ」を松坂屋銀座店へ拡大展開したほか、松坂屋銀座店への大型家電ショップ「ラオックス」の導入など、地域毎のマーケットニーズに対応した魅力ある店づくりに各店舗で取り組みました。加えて、将来の経営基盤強化を図るため、本年春オープンに向け最終段階に入っている大丸梅田店増床計画を着実に推進いたしました。

また、百貨店をはじめとするグループの事業構造変革に伴う組織・要員のスリム化などを推進し人的生産性の向上を図るとともに、発注・経費管理のグループ一元化をさらに強化するなど、あらゆる経費の効率化と削減に取り組みました。

以上のような諸施策に取り組みました結果、当第3四半期連結会計期間の連結業績は、売上高は前年同四半期と比べ3.9%減の2,211億37百万円、営業利益は13.5%減の19億26百万円、経常利益は11.8%減の19億91百万円となりましたが、四半期純利益は19億10百万円増の10億77百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①百貨店業

売上高は、前年同四半期と比べ3.7%減の1,695億98百万円となりましたが、販売費及び一般管理費の削減により、営業利益は24.6%増の5億2百万円となりました。

②スーパーマーケット業

既存店における競争激化や店舗閉鎖による影響などにより、売上高は前年同四半期と比べ4.7%減の288億9百万円、営業利益は79.4%減の58百万円となりました。

③卸売業

海外拠点を活用した新規商材の開発や新たな販路開拓に努めましたが、電子部品やホームセンター向け商材などが苦戦し、売上高は前年同四半期と比べ12.8%減の144億29百万円、営業利益は14.7%減の7億76百万円となりました。

④その他事業

各種商業施設の内装工事などが回復基調にある建装事業及び「さくらパンダカード」の新規会員数が着実に伸びているクレジット事業の増収増益もあり、売上高は前年同四半期と比べ9.7%増の208億23百万円、営業利益は10.9%増の6億67百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べ157億92百万円減少し、7,887億42百万円となりました。これは主に借入金の返済により現金及び預金が減少したことによるものです。負債は、前連結会計年度末に比べ149億45百万円減少し、4,660億83百万円となりました。これは主に借入金が増加したことによるものです。純資産は、前連結会計年度末に比べ8億47百万円減少し、3,226億59百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間のキャッシュ・フローについては、営業活動によるキャッシュ・フローは45億66百万円の収入となりました。前年同四半期との比較では、税金等調整前四半期純利益の増加などにより72億99百万円の収入増となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、大丸梅田店などの売場改装に伴う固定資産の取得による支出などにより32億77百万円の支出となりました。前年同四半期との比較では、前年同期に大丸心齋橋店北館を取得した反動により248億1百万円の支出減となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に借入金の返済により159億91百万円の支出となりました。前年同四半期との比較では、前年同期に投資資金や社債償還に充当するため、借入調達を344億50百万円実施した反動により372億18百万円の支出増となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ146億91百万円減の162億4百万円、有利子負債残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ140億70百万円減の990億68百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設・除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年1月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	536,238,328	536,238,328	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	536,238,328	536,238,328	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

- ① 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸が平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日（平成14年5月23日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年11月30日）
新株予約権の数（個）	75（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	105,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 404
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成24年5月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 404 当社普通株式1株資本組入額 202
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編成対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日（平成15年5月22日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年11月30日）
新株予約権の数（個）	50（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	70,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 317
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成25年5月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 317 当社普通株式1株の資本組入額 159
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日（平成16年 5月27日）	
	第3 四半期会計期間末現在 （平成22年11月30日）
新株予約権の数（個）	220（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	308,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 699
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 699 当社普通株式1株の資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日（平成17年 5月26日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年11月30日）
新株予約権の数（個）	240（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	336,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 691
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成27年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 691 当社普通株式1株の資本組入額 345
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- ② 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋が会社法第236条、第238条、第239条、第361条第1項第3号及び第387条第1項の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日（平成18年5月25日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年11月30日）
新株予約権の数（個）	38（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	38,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,000円 （1株当たり1円）（注2）
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成38年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 1 当社普通株式1株の資本組入額 （注3）
新株予約権の行使の条件	（注4）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
- (2) 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
新株予約権1個につき、(1)記載の再編成対象会社の株式1,000株を割り当てる。ただし、必要がある場合には、新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとする。
- (3) 新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額と同じとする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各種新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権と同じとする。

- ③ 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋が会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日（平成18年5月25日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年11月30日）
新株予約権の数（個）	300（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 794
新株予約権の行使期間	平成20年7月15日から 平成24年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 794 当社普通株式1株の資本組入額 （注4）
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。 2 新株予約権者がその有する募集新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）
新株予約権の取得条項に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が資本金の額の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

- 3 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換される証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成20年7月15日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成24年7月14日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各種新株予約権の譲渡については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年11月30日	—	536,238	—	30,000	—	7,500

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成22年11月30日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、共同保有者である株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社によって、平成22年11月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当第3四半期会計期間末の実質所有状況の確認はできておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

提出者及び共同保有者名	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	14,291	2.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	22,147	4.13
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,311	0.62
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,956	0.36
計	—	41,707	7.78

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日（平成22年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,354,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 729,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 514,747,000	514,747	—
単元未満株式	普通株式 13,408,328	—	—
発行済株式総数	536,238,328	—	—
総株主の議決権	—	514,747	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、20,000株(議決権20個)含まれております。

2 単元未満株式数には、当社所有の自己株式525株及び相互保有株式620株がそれぞれ含まれております。

②【自己株式等】

平成22年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) J. フロント リテイリング(株)	東京都中央区銀座 六丁目10番1号	7,354,000	—	7,354,000	1.37
(相互保有株式) (株)白青舎	東京都千代田区岩本町 一丁目3番9号	729,000	—	729,000	0.14
計	—	8,083,000	—	8,083,000	1.51

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	556	607	547	488	439	423	425	448	490
最低(円)	486	536	449	429	388	375	382	382	406

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,587	44,103
受取手形及び売掛金	72,326	59,598
有価証券	1,283	776
たな卸資産	※1 37,932	※1 35,186
繰延税金資産	15,141	13,295
その他	30,528	26,456
貸倒引当金	△607	△673
流動資産合計	173,192	178,744
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 137,198	※2 135,932
土地	356,223	358,177
建設仮勘定	2,234	2,870
その他（純額）	※2 2,432	※2 2,591
有形固定資産合計	498,089	499,571
無形固定資産		
その他	18,852	18,951
無形固定資産合計	18,852	18,951
投資その他の資産		
投資有価証券	26,129	28,405
長期貸付金	965	992
敷金及び保証金	48,397	51,420
繰延税金資産	7,606	11,215
その他	18,580	18,074
貸倒引当金	△3,071	△2,840
投資その他の資産合計	98,607	107,267
固定資産合計	615,550	625,790
資産合計	788,742	804,534

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	87,178	76,955
短期借入金	27,543	46,324
1年内償還予定の社債	5,000	5,000
未払法人税等	1,970	2,972
前受金	27,116	27,610
商品券	43,470	33,311
賞与引当金	3,215	6,979
役員賞与引当金	—	221
販売促進引当金	334	350
商品券等回収損失引当金	8,856	8,413
事業整理損失引当金	1,133	1,641
その他	57,039	53,328
流動負債合計	262,858	263,109
固定負債		
長期借入金	66,524	74,612
繰延税金負債	95,729	98,331
退職給付引当金	30,147	32,002
役員退職慰労引当金	63	58
負ののれん	4,022	5,761
その他	6,736	7,153
固定負債合計	203,224	217,918
負債合計	466,083	481,028
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	209,605	209,636
利益剰余金	80,781	81,585
自己株式	△5,953	△5,991
株主資本合計	314,434	315,231
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,068	△676
繰延ヘッジ損益	△25	△60
評価・換算差額等合計	△1,094	△736
新株予約権	115	124
少数株主持分	9,204	8,887
純資産合計	322,659	323,506
負債純資産合計	788,742	804,534

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
売上高	710,047	687,750
商品売上高	706,625	683,433
不動産賃貸収入	3,421	4,317
売上原価	535,254	521,651
商品売上原価	533,876	519,998
不動産賃貸原価	1,378	1,652
売上総利益	174,792	166,099
販売費及び一般管理費	※ 165,820	※ 156,817
営業利益	8,972	9,282
営業外収益		
受取利息	177	198
受取配当金	393	356
債務勘定整理益	2,372	2,410
負ののれん償却額	1,744	1,738
持分法による投資利益	153	96
その他	881	468
営業外収益合計	5,724	5,269
営業外費用		
支払利息	1,198	1,304
固定資産除却損	111	145
商品券等回収損失引当金繰入額	2,609	2,347
その他	658	545
営業外費用合計	4,577	4,343
経常利益	10,119	10,208
特別利益		
固定資産売却益	240	455
投資有価証券売却益	956	—
退店受入金	—	1,600
その他	98	136
特別利益合計	1,295	2,191
特別損失		
固定資産処分損	510	2,075
投資有価証券評価損	2,012	1,801
たな卸資産評価損	665	—
減損損失	1,202	—
不動産取得関連費用	1,810	—
事業整理損	1,000	—
その他	493	966
特別損失合計	7,694	4,844
税金等調整前四半期純利益	3,720	7,556
法人税、住民税及び事業税	3,690	3,124
過年度法人税等	1,588	—
法人税等調整額	△4,289	△726
法人税等合計	989	2,397
少数株主利益	430	409
四半期純利益	2,300	4,749

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
売上高	230,217	221,137
商品売上高	229,023	219,648
不動産賃貸収入	1,194	1,488
売上原価	173,249	167,463
商品売上原価	172,785	166,909
不動産賃貸原価	463	553
売上総利益	56,968	53,674
販売費及び一般管理費	※ 54,741	※ 51,748
営業利益	2,226	1,926
営業外収益		
受取利息	64	61
受取配当金	34	35
債務勘定整理益	663	702
負ののれん償却額	581	578
持分法による投資利益	64	—
その他	105	90
営業外収益合計	1,514	1,468
営業外費用		
支払利息	445	415
固定資産除却損	5	32
商品券等回収損失引当金繰入額	825	768
持分法による投資損失	—	27
その他	206	160
営業外費用合計	1,483	1,404
経常利益	2,257	1,991
特別利益		
固定資産売却益	235	—
退店受入金	—	1,600
その他	0	136
特別利益合計	235	1,736
特別損失		
固定資産処分損	137	668
投資有価証券評価損	1,671	989
減損損失	353	—
不動産取得関連費用	1,505	—
その他	128	137
特別損失合計	3,796	1,795
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,303	1,931
法人税、住民税及び事業税	1,596	1,364
法人税等調整額	△2,207	△667
法人税等合計	△610	696
少数株主利益	139	157
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△832	1,077

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,720	7,556
減価償却費	9,719	10,329
減損損失	1,202	—
負ののれん償却額	△1,744	△1,738
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	90	165
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4,379	△3,985
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△1,052	△1,854
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	1	△16
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	927	△508
商品券等回収損失引当金の増減額 (△は減少)	875	442
受取利息及び受取配当金	△571	△555
支払利息	1,198	1,304
持分法による投資損益 (△は益)	△153	△96
固定資産売却損益 (△は益)	△240	△455
固定資産処分損益 (△は益)	510	2,075
投資有価証券売却損益 (△は益)	△956	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	2,012	1,801
売上債権の増減額 (△は増加)	△11,093	△12,727
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,394	△2,745
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,133	10,222
未収入金の増減額 (△は増加)	△3,478	△3,866
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△1,583	△280
その他	9,770	12,072
小計	9,514	17,138
利息及び配当金の受取額	551	538
利息の支払額	△1,073	△1,408
法人税等の支払額	△5,269	△3,313
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,723	12,954
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△1,436	△1,088
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	7,728	619
有形及び無形固定資産の取得による支出	△54,374	△12,372
有形及び無形固定資産の売却による収入	420	2,474
短期貸付金の増減額 (△は増加)	△323	132
長期貸付けによる支出	△26	△90
長期貸付金の回収による収入	116	125
その他	△260	2,581
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,155	△7,617

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	5,410	△24,456
長期借入れによる収入	47,450	2,500
長期借入金の返済による支出	△2,728	△4,912
社債の償還による支出	△14,000	—
自己株式の取得による支出	△41	△28
配当金の支払額	△1,847	△5,530
少数株主への配当金の支払額	△83	△94
その他	△25	△109
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,133	△32,630
現金及び現金同等物に係る換算差額	△126	△18
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△10,425	△27,311
現金及び現金同等物の期首残高	32,307	43,515
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 21,881	* 16,204

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項 目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>平成22年3月1日付で、百貨店事業子会社である㈱松坂屋が㈱大丸を吸収合併し、社名を㈱大丸松坂屋百貨店に変更しております。また同日付で、建築事業子会社である㈱J. フロント建装が㈱DHJを吸収合併しております。</p> <p>加えて、平成22年9月1日付で、前払式特定取引業子会社である㈱大丸友の会が㈱マツザカヤ友の会を吸収合併し、社名を㈱大丸松坂屋友の会に変更しております。また同日付で、コンサルティング事業子会社である㈱JFRコンサルティングを設立しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 21社</p>

【簡便な会計処理】

項 目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率が第2四半期連結会計期間末に算定したものと著しい変化がないと認められたため、第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
3. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)		前連結会計年度末 (平成22年2月28日)	
※1	たな卸資産	※1	たな卸資産
	商品及び製品		商品及び製品
	仕掛品		仕掛品
	原材料及び貯蔵品		原材料及び貯蔵品
※2	有形固定資産の減価償却累計額	※2	有形固定資産の減価償却累計額
3	偶発債務	3	偶発債務
	従業員住宅他融資の保証		従業員住宅他融資の保証
	(株)SDS企画(株)下関大丸の 子会社)リース契約保証		(株)SDS企画(株)下関大丸の 子会社)リース契約保証
	計		計
	37,289百万円		34,364百万円
	316百万円		398百万円
	326百万円		423百万円
	227,409百万円		226,768百万円
	58百万円		68百万円
	18百万円		20百万円
	76百万円		89百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	
※	販売費及び一般管理費の主なもの	※	販売費及び一般管理費の主なもの
	販売促進引当金繰入額		貸倒引当金繰入額
	貸倒引当金繰入額		役員報酬及び給料手当
	役員報酬及び給料手当		賞与引当金繰入額
	賞与引当金繰入額		役員退職慰労引当金繰入額
	役員退職慰労引当金繰入額		
	355百万円		644百万円
	298百万円		43,199百万円
	47,983百万円		3,147百万円
	3,491百万円		6百万円
	7百万円		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	
※	販売費及び一般管理費の主なもの	※	販売費及び一般管理費の主なもの
	販売促進引当金繰入額		貸倒引当金繰入額
	貸倒引当金繰入額		役員報酬及び給料手当
	役員報酬及び給料手当		賞与引当金繰入額
	賞与引当金繰入額		役員退職慰労引当金繰入額
	役員退職慰労引当金繰入額		
	6百万円		95百万円
	27百万円		11,931百万円
	13,237百万円		3,147百万円
	3,491百万円		2百万円
	2百万円		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 22,469百万円	現金及び預金 16,587百万円
預入期間が3か月超の定期預金 △605百万円	預入期間が3か月超の定期預金 △400百万円
現金及び現金同等物の範囲に含めた有価証券 16百万円	現金及び現金同等物の範囲に含めた有価証券 17百万円
現金及び現金同等物 21,881百万円	現金及び現金同等物 16,204百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	536,238,328

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	7,559,630

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	115

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月13日 取締役会	普通株式	3,701	7.00	平成22年2月28日	平成22年5月7日	利益剰余金
平成22年10月12日 取締役会	普通株式	1,851	3.50	平成22年8月31日	平成22年11月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日）

	百貨店業 (百万円)	スーパーマ ーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	175,599	29,052	15,145	10,420	230,217	—	230,217
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	493	1,176	1,405	8,565	11,640	(11,640)	—
計	176,092	30,228	16,551	18,986	241,858	(11,640)	230,217
営業利益	403	284	910	602	2,200	25	2,226

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャンドライジング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパーマーケット業に区分しました。

2 各事業区分の主な商品内容

- (1) 百貨店業……………衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) スーパーマーケット業……………食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (3) 卸売業……………食品、化成品・資材等の卸売
- (4) その他事業……………通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建築工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）

	百貨店業 (百万円)	スーパーマ ーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	169,131	27,912	12,881	11,211	221,137	—	221,137
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	466	897	1,547	9,612	12,523	(12,523)	—
計	169,598	28,809	14,429	20,823	233,661	(12,523)	221,137
営業利益	502	58	776	667	2,005	(79)	1,926

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャンドライジング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパーマーケット業に区分しました。

2 各事業区分の主な商品内容

- (1) 百貨店業……………衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) スーパーマーケット業……………食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (3) 卸売業……………食品、化成品・資材等の卸売
- (4) その他事業……………通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建築工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日）

	百貨店業 (百万円)	スーパーマ ーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	543,132	88,584	44,945	33,385	710,047	—	710,047
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,274	3,374	4,563	23,216	33,428	(33,428)	—
計	545,406	91,959	49,508	56,601	743,476	(33,428)	710,047
営業利益	5,135	753	2,286	1,548	9,723	(751)	8,972

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャンドライジング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパーマーケット業に区分しました。

2 各事業区分の主な商品内容

- (1) 百貨店業……………衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) スーパーマーケット業……………食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (3) 卸売業……………食品、化成品・資材等の卸売
- (4) その他事業……………通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等

3 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益は百貨店業で120百万円増加し、スーパーマーケット業で139百万円減少し、その他事業で7百万円減少しております。

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日）

	百貨店業 (百万円)	スーパーマ ーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	530,724	85,510	35,468	36,047	687,750	—	687,750
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,248	2,874	4,612	28,892	38,628	(38,628)	—
計	532,973	88,384	40,081	64,939	726,379	(38,628)	687,750
営業利益	6,220	529	1,560	2,579	10,889	(1,607)	9,282

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャンドライジング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパーマーケット業に区分しました。

2 各事業区分の主な商品内容

- (1) 百貨店業……………衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) スーパーマーケット業……………食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (3) 卸売業……………食品、化成品・資材等の卸売
- (4) その他事業……………通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年9月1日至平成21年11月30日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）並びに前第3四半期連結累計期間（自平成21年3月1日至平成21年11月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年3月1日至平成22年11月30日）

全セグメント売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、記載を省略いたしました。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年9月1日至平成21年11月30日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）並びに前第3四半期連結累計期間（自平成21年3月1日至平成21年11月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年3月1日至平成22年11月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略いたしました。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

共通支配下の取引等

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

・結合企業

名称 株式会社大丸友の会
事業の内容 割賦販売法に基づく前払式特定取引業

・被結合企業

名称 株式会社マツザカヤ友の会
事業の内容 割賦販売法に基づく前払式特定取引業

② 企業結合日

平成22年9月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社大丸友の会を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社マツザカヤ友の会は平成22年9月1日をもって解散いたしました。

④ 結合後企業の名称

株式会社大丸松坂屋友の会

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

規模拡大による財務基盤の安定化を図るとともに、重複業務の解消等による効率的な運営基盤を構築し、株式会社大丸松坂屋百貨店の友の会組織として、より広範囲、便利で、高質な新しい顧客サービスを安定して提供する仕組みを通じて固定客戦略上の優位性を築き、百貨店の生き残り、成長戦略に貢献してまいります。

なお、当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはなく、合併による新株発行及び資本金の増加はありません。

2 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
592.69円	594.89円

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	322,659	323,506
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	9,319	9,012
(うち新株予約権)	(115)	(124)
(うち少数株主持分)	(9,204)	(8,887)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	313,340	314,494
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	528,678	528,656

2 1 株当たり四半期純利益金額又は1 株当たり四半期純損失金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額 4.35円	1株当たり四半期純利益金額 8.98円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 4.35円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 8.98円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益(百万円)	2,300	4,749
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,300	4,749
普通株式の期中平均株式数(千株)	528,698	528,687
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	93	80
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
1株当たり四半期純損失金額 $\Delta 1.58$ 円	1株当たり四半期純利益金額 2.04円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 2.04円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額 四半期純利益又は四半期純損失(Δ) (百万円)	$\Delta 832$	1,077
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(Δ) (百万円)	$\Delta 832$	1,077
普通株式の期中平均株式数 (千株)	528,682	528,689
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	—	52
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成22年10月12日開催の取締役会において、平成22年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

決議年月日 平成22年10月12日

配当金の総額 1,851百万円

1株当たり配当額 3.50円

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1 月14日

J. フロント リテイリング株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原 健二 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJ. フロント リテイリング株式会社の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、J. フロント リテイリング株式会社及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月13日

J. フロント リテイリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原 健二 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 健次 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJ. フロント リテイリング株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、J. フロント リテイリング株式会社及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年1月13日
【会社名】	J.フロントリテイリング株式会社
【英訳名】	J. FRONT RETAILING Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼最高経営責任者 奥田 務
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目10番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼最高経営責任者 奥田 務は、当社の第4期第3四半期（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。